

事業主に要望する際には・・・

- ◎ 職務の経歴等については、業績なども含め事業主にできる限り具体的に記載してもらいましょう。
- ◎ 高齢者雇用安定法により、事業主は、「定年」「解雇（本人の責めに帰すべき理由によるもの等を除きます。）その他の事業主の都合」又は「継続雇用制度の定めるところによる退職」により離職予定の**高齢者等（45歳以上 65歳未満）が再就職を希望するときは、再就職援助の措置を講ずるよう努めること**となっています。

そのため、再就職援助の措置を希望する場合は、その希望を事業主に明確に伝えましょう。

＜再就職援助の措置の具体例＞

- 再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
- 求職活動のための休暇の付与
(再就職のための会社訪問、教育訓練の受講、資格試験の受験等)
- 在職中の求職活動に対する経済的支援の実施
(上記休暇についての賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給等)
- 民間の再就職支援会社への委託
- 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん など

求職活動支援書を活用しましょう！！

- ◎ 事業主から求職活動支援書の交付を受けたら、本人記載欄については、希望職種・希望条件等を記載し、求職活動支援書を持って最寄りのハローワークへお越し下さい。求職活動支援書の内容を踏まえて、職業相談や職業紹介等きめ細かなサポートをいたします。
- ◎ また、最寄りの高齢期雇用就業支援コーナーにおいては、職務経歴書の作成に係る支援を実施（無料）しておりますので、ぜひ、ご利用ください。（高齢期雇用就業支援コーナーについては、各都道府県高齢者雇用開発協会へお問い合わせください。）

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#06>

お困りの際には・・・

- ◎ 「求職活動支援書の作成・交付を求めたにも関わらず、作成してもらえない」、「求職活動支援書の交付は受けたが、記載されている再就職援助措置が実施されない」といった場合には、最寄りのハローワークにご相談ください。

「はじめよう 届出・申請 オンライン」
～雇用保険手続の電子申請をご利用ください～
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/index.html>